藤原定家の仮名遣について

大野晋

藤原定家の仮名遣について、筆者は昭和二十五年十二月の「国語と国文学」に、「仮名遣の起源について」として発表したことがある。当時は資料の関係もあって、発表を控えたところがあったので、ここにその一部を新たに発表したい。

ここで追加発表したいのは㈠藤原定家の仮名遣における片仮名の仮名遣、㈡下官集の諸本、㈢定家の仮名遣の成立期の三点である。

(一) 片仮名における定家の仮名遣

前稿において私は片仮名における定家の仮名遣の状況については留保しておいた。しかし、藤原兼冬が影写した定家の「源氏物語奥入」の影写本（高野斑山氏旧蔵本）によれば、漢文の引用の傍訓がかなり多く、その中には、与（ヨ）、ア（ミ）、七（サ）、ロ（ワ）、爪（ス）などの古体の片仮名がそのまま写されていて、本文の忠実な伝写を想定できると思われるが、その中で片仮名の部分を見ると、次のような例外がある。

奥入の表記　　定家の平仮名表記

オフト（夫）　　をふと（夫）

ヲチナムト（隕）　　おち（落）

オリ（処）　　をり（居）

オハリ（終）　　をはり（終）

ヲソル（怖）　　おそる（怖）

ヲサム（治）　　おさむ（治）

ヲソルル（怖）　　おそる（怖）

ヲサメ（馭）　　おさめ（治）

ツヒニ（遂）　　つゐに（遂に）

ツヒニ（卒）　　つゐに（遂に）

ツイ（竟）　　つゐに（遂に）

ツイニ（遂）　　つゐに（遂に）

また、奥儀抄巻余（呉文炳氏所蔵）によると

ヲサ（治）、ヲコ（行）、ヲコシ（発言）、ヤシ〇ヲリ（八醞酒）、ヤマタノオロチ（八岐大蛇）、ワサヲキ（俳優）、オホカヒ（大峡）

のごとくである。この中では、ヲサ（治）、ヲコシ（発言）のヲが例外となる。

これによれば、定家が仮名遣として問題にしていたのは平仮名の

世界、和歌・物語の世界で、片仮名の世界は仮名遣を問題にしなかつたらしいということになる。資料が未だ少いが、このことは、仮名遣の起源を考える上で種々の示唆を与える事実なので、まずこれまでの調査の結果を報告しておく。

(二) 下官集の諸本

次に、下官集の諸本について記すこととする。下官集は、定家仮名遣について定家自身が書いたと思われる、唯一の仮名遣書であつて、その本文批判は重要な意味を持つ。それは仮名遣が、一字一語を問題とするものであるから、伝写の間の誤謬が大きい意味を持つのである。よつて、これまでに偶目した下官集の諸本について、次に記す。

(イ)定家本（大東急文庫本、橋本研一氏所蔵本）

はじめに「三藐院関白臨定家卿書」とあり、末尾に「此一巻堀尾出雲守所持也、閑覧多幸之余、令書寫了。慶長八年卯月廿五日　信尹」とあり、さらに、「井上慶寿鐫」とある。摺本一帖である。

本文の題簽にあたる所に「僻案」とある。これは次に述べる為家本にもあるもので、本来の名称を示すものと見るべく、その下に「人不用、又不可用」とある。これらの文字は、以下の内容に対する定家の考え方を示す重要な文字である。この定家本の文字は、自筆の明月記・熊野御幸記等の文字と同一と認められ、欄外の頭注の書き方、本文への書込みなど、定家自筆の本を臨模したものと見て差支えなさそうである。関係ある諸本を調査した結果は、この本の原本は、諸本の祖本であろうと思われる。ただ、下官集諸本を校合してみると、この模本は「とへ問答　こたへて　おもへば」の一行を写し落しているらしく思われる。これは、不思議なのであるが、この定家本と同じ原本を忠実に書写したと判断される為家本や、南北朝書写の九条家本下官集以下すべてにこの一行がある。それ故、なお問題として疑問の余地があるが、多分この一行が脱落しているように思われる。

定家本の奥書には「二条中将為衡朝臣筆、未被及御覧候歟之由存候、定家卿筆仰候故進上仕候、相構而可有御隠密哉比興々々」次に「定家卿真跡也　為衡朝臣進養徳院畢　伝領之可秘(花押)」とある。二条中将為衡とは二条家の正嫡で二条為遠の子であり、家の文書を相伝していたのである。養徳院とは足利満詮。足利義詮の第二子で応永二十五年（一四一八年）に死んでいる。

右の奥書の次に、三条西実隆の記録がある。それは次の通りである。「右奥書判形雖不知之、実相院准后義運大僧正歟。筆跡相似候也。彼准后者、養徳院贈左相府鹿苑院御舎弟権大納言満詮号小川殿子息也。相伝有其由歟。為衡朝臣者、二条家正流為遠卿子也。家之文書悉相伝仁。所進養徳院、無疑者乎。尤可秘蔵者也。享祿元年後九月廿八日　老訥逍遥子誌」

つまり、この定家本は、二条家に伝わつたものであり、三条西実隆も見たことのあるもので、それが江戸時代に近衛信尹の目にふれて臨写されたのである。この揩本の一部が「国語学」46の石坂正蔵氏の論文に写真で掲出されている。

(ロ) 為家本（天理図書館所蔵）

はじめに「書本外題云　僻案人不用又不可用　澄覚」とあり、「野中氏図書」の印がある。奥書に、「以為家卿真筆　令書写者也　為満（花押）」とあり、「真筆無相違一覧了　明和七年夏　澄覚」とある。為満は冷泉為満であり、澄覚とは冷泉為村である。

この奥書によれば、為家自筆の下官集が伝わっていたと考えられる。為満の本の書体は、前田本大和物語の為家筆と推測される部分に一脈通ずるところがある。

これもまた「僻案」の名を持ち、定家本の持つ欄外の書込みは、それぞれ適当な所に繰入れてある。もとの本文の書き加えも適宜置きかえて入れてある。

この本は、定家本が脱落している一行を持つ。父定家の著に後人がその三語を追加したものと見ることは疑わしい。おそらく、はじめからあつたものであろう。また「江」の仮名の位置や語例を忠実に写してある。

㈢　為相本（橋本研一氏所蔵本）

題簽に「和哥作法」とある。原本は墨付二十丁の粘綴装。奥書に「本云　以家本具書写校合了　最可秘外見者也　右近少将藤原朝臣為相自判」とあり、末尾に「正平十二年六月十九日書写」とある。奥書当時の原本と見られる。

この本の重要さは、定家の「僻案」と「和歌会作法」とが合綴されている点。及び、その「和歌会作法」が治承二年の書写であることが分る点。そしてこれが為相に相伝されていることが分る点である。

この本では、「僻案」がまず最初に置かれているが、その内容は、写しの忠実さにおいて多少㈠定家本㈡為家本に劣る。例えば「きこ江」は「きこえ」と書いてあるなど。しかし、この僻案の次に、和歌会作法なるものがある。これは着座の次第、講師の歌の詠み方、題目の書様、和歌書様などの項目に分けて記してあり、和歌書様は仮名遣のことでなく和歌を三行に分けて書くというような内容である。そして末尾に、「本云　治承二年五月八日書之」とある。

治承二年とは定家の十七才の年にあたる。その年三月十五日に、はじめて定家は「加茂別雷社歌会」に三首入選している。おそらくその入選の頃から定家は歌の勉強に力を注いだのであろう。そこで父俊成から和歌会の作法を習い、その次第などを書きとめて学習したものではなかろうか。「和歌会作法」には、和歌を三行に分けて書くというような点まで記されているが、和歌そのものを文字でどう書くかには触れていない。そこで、その後において、和歌を書く文字の用法を一定したいと定家が考えたのであろうという点については後述する。

この本の「和歌会作法」の前半には「僻案」が合綴してあるが、和歌会作法に先んじて「僻案」が作られたとは考え難い。何故なら、僻案の中には、父俊成を先人と書いてあるから「僻案」は俊成の死（元久元年）、つまり定家四十三歳以後の著作だからである。「僻案」は「和歌会作法」の前に、後になつて付加されたのである。

㈣　九条家本（東大国語研究室所蔵）

巻子一巻。詠歌大概のつづきに収められている。題簽の「僻案」という文字は無い。定家本の欄外の文字はやはり欄外に書いてある。定家本の本文の中の書込みは適当な場所に収めてある。定家本の袖書の文章は末尾に収めてある。定家本の文字の読み難いところを誤読してある箇所が二三箇所ある。為家本と同じく「とへ問答　こたへて　おもへば」の三語がある。なお九条家本では、定家本の「江」の位置が置きかえてあり、また「きこ江」の位置が変り、「え」の項に追込まれている。ただ、「きこ江」という字形だけが旧を保つている。これは、九条本が定家の原本を写したものであるからであろう。

㈤　了俊正徹本

近衛予楽院が正徹自筆の本から書写した由が奥書にある。それ以前に今川了俊が一度九州で紛失したものを、改めて写したものであることも書いてある。書写の態度は厳密でない。「きこえ」と書き、「とへ　こたへ　おもへば」の三語がある。

これらの諸本によつて、下官集なる本は定家自身は「僻案」と名づけていたことが推測できる。下官集は「僻案」と呼ぶのが、その古称に戻すことであると思われる。また、定家が「人不用、又不可用也」と書いていることも仮名遣の起源を考える上で重要である。

これらの諸本の中では、近衛三藐院臨模本が最も定家自筆に近いと判断されるが、それには「とへ　こたへ　おもへば」の一行が脱落しているらしい。

(三)　定家の仮名遣の成立期

定家は寿永元年八月、二十一歳のときに、「入道大納言資賢卿集」を家人に書写させた。現在その所在が明瞭でないために、私はそのうちの二葉の写真しか見ることができない。しかしそれは、歌の部分を家人に写させ、題詞を自身で補入したものである。（定家はこういう書写の仕方をしばしばしている。金槐集でも、家の少女に本文を書写させ題詞だけ自分で書写している。これは題詞には漢字があつて、女子は漢字が巧みに書けないからである。）

「入道大納言資賢卿集」は全部あつても紙数五枚の小さいもので、現在私の見うる写真の題詞の部分に仮名遣に関係あるものが次の三例だけ存在する。

「おなしころ源三位頼政入道の許へ申つかはし」

「なげく事侍し時かさきの少将入道延俊申をくられたりし」

「或女房の許よりをくられたりし」

これは、僅か三例であるが、すべて定家流の仮名遣に明確に一致している。これによつて推測するならば、定家は二十一歳のときには、定家流の仮名遣を確立していると見られる。前稿において私は熊野御幸記、金槐和歌集を資料に、（前者は四十歳、後者は五十一歳の筆蹟）定家の仮名遣の成立を推測しておいたのであるが、すでに二十一歳の定家は、仮名遣を確立していたと見てよいのである。（前稿を書いた際にも、このことは知つていたが、あまりに資料が少ないので控えていた。しかし今日も依然として、入道大納言資賢卿集の全文を実物で見るを得ないので、現在の状況を発表しておくこととする。）

定家が二十一歳で仮名遣を確立しているとすると、次のことが考えられる。先に下官集の諸本で見たように、為相本の「僻案」の後に、「和歌会作法」が合綴されており、それは定家十七歳の年の書写である。定家はその年はじめて「賀茂別雷社歌会」に三首入選したので、大いに歌の勉強をはじめたのであろう。ただし、「和歌会作法」には言葉の一字一字の仮名の遣い方については書いてない。そこで定家は、その後二十一歳までの間に、定家の考えで、仮名遣を定めたのであろう。それは、下官集に重ねて書かれているように、定家独自の考えによるもので、誰にも教えられたものではないだろう。しかし、その決定にあたつては、「当世之人所書文字之狼藉、過于古人之所用来、心中恨之」という気持があつたであろうし、また、どこまでも、一人で決定したのではなく、「旧草子可見之」とあるように、自分以前の何かの書物にその根拠を求めたに相違ない。私はその書物の一つに、三巻本色葉字類抄を擬したのである。色葉字

類抄は、本来は国語を漢字で書くための字書であるが、字書というものは、その目的が本質的に表記のための典拠となるものであるから、仮名表記の原則に関してもこれに何かの示唆を得ることは、ありうることと思われる。

また、字書を草子といった例があるか否かが問題になるが、草子とはもともと冊子であり、冊子は巻子に対して、綴じたものをいう語であるから、草子が、色葉字類抄のごとき、冊子本の字書を指すことは、考えられることである。

色葉字類抄は、於の部、遠の部の分類にあたつてオ平声、ヲ上声としてほとんど例外がない。しかし、それ以外の部分に見るオヲの使い方では、必ずしもオ平声、ヲ上声の別を守つていない。従つて、定家仮名遣のオとヲとの区別の原理を、色葉字類抄に求めたものと見ることはできないという主張もある。(注1)(こまつひでお氏)

前稿を書いたとき、於遠の部立ての外にある例外について私はその事実を知つていた。しかし、その事実があつても、定家が「お」「を」の使い分けをアクセントの平声、上声の差に求めて区別して行くという原則の確立にあたつて、色葉字類抄またはその系統の字書の於遠の部立ての区分の原理に示唆を得たろうと推定を下すには、それは何の障害になるとも考えなかつたし、現在も考えない。

私は、定家の仮名遣原則が何によつたかを確定することはできない。しかし、現在まで知られる限りにおいては、色葉字類抄またはその系統の字書にその示唆を得たろうとする見解は、蓋然性の高いものであると思う。定家は「旧草子可見之」と書いているから、何か書かれた冊子本を根拠にしているに相違ないのである。二十一才以前の弱年の定家が、全く独自に、何の文献にもよらず、オ平声、ヲ上声という原則を立てることは、おそらく困難であつたろう。そして、当時のイロハ歌のとなえ方だけにその根拠を求めることも困難と思う。自分の考えで何かの文献によつたと見るのが下官集の記事の適切な読み方であろう。

そのような推定を下すためにも、「入道大納言資賢卿集」の存在は、かなり大切な意味を持つと考えられる。そこでその二枚の写真を編集部に願つてここに掲げておくこととした。

(注1) こまつひでお「三巻本『色葉字類抄』における「ヲ」「オ」の分布とその分析」(国語学69)

(附記) 時枝誠記先生の逝去にあたり、追悼論文として、かかる主題の稿を寄せる所以を記しておく。仮名遣研究は、故橋本進吉先生の終生大きな関心を寄せられた主題であり、また、時枝誠記先生の論文「契沖の文献学の発展と仮名遣説の成長及びその交渉について」(日本文学論纂所収)も仮名遣研究史上逸すべからざる論考である。それゆえ筆者が国語学の徒として生きるに際して、大きな教導を賜わつた二先生に関係ある主題として、かつまた、筆者の深い関心ある論題としてここに仮名遣の問題を選んで、小稿を草した次第である。

——学習院大学教授——